

整理番号	経-法申-9
------	--------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3751)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	生産緑地地区内における行為の制限に対する許可
概要	生産緑地地区とは、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に、都市計画の「地域地区」のひとつとして定められた区域です。 生産緑地法第8条により、生産緑地地区内における建築物等の新築や改築、宅地の造成等については、農林漁業を営むために必要な一定のものに限り認められていましたが、生産緑地法の改正により、生産緑地地区内に設置できる施設の範囲が拡大され、新たに農家レストランや直売所、製造加工施設等が市長の許可により設置することが可能になりました。
根拠法令等 及び条項	生産緑地法第8条 生産緑地法施行令第45条 生産緑地法施行規則第2条
審査基準	次に掲げる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認めるものに限り、同項の許可をすることができる。（法第8条第2項各号） 一 次に掲げる施設で、当該生産緑地において農林漁業を営むために必要となるもの（1号施設） イ 農産物、林産物又は水産物（以下この項において「農産物等」という。）の生産又は集荷の用に供する施設 ビニールハウス、温室、畜舎、育苗施設、搾乳施設、集乳施設、集果施設等 ロ 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等の収納施設等 ハ 農産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設 選果場、ライスセンター（米麦乾燥場）等 ニ 農林漁業に従事する者の休憩施設 休憩所、あづまや等（市民農園利用者が利用する休憩施設を含む） 二 次に掲げる施設で、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するもの（2号施設） イ 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等を主たる原材料として使用する製造又は加工の用に供する施設 製造・加工施設 ロ イの農産物等又はこれを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設 直売所 ハ イの農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設 農家レストラン 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める施設（3号施設、令第5条） イ 農作業の講習のための施設 ロ 管理事務所その他の管理施設
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	申請の内容によって提出資料は異なりますので、詳しくはお問い合わせをお願いします。
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000065365.html https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000499156.html
備考	